資料3

# 特別会計改革について (説明資料)

平成25年5月7日

#### 特別会計改革の流れ

平成17年

#### 特別会計整理合理化計画骨子

平成17年12月21日 自民党行政改革推進本部 特別会計改革委員会

行政改革の重要方針

(平成17年12月24日閣議決定)

平成18年

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律



平成19年

特別会計に関する法律(特会法)

18年度:31会計
→ 23年度:17会計

平成24年

24年度:17会計51勘定

→ 27年度:11会計26勘定

(東日本大震災復興特会など経過的な特会を除く)

特別会計改革の基本方針

(平成24年1月24日閣議決定)



特会法改正法案

(平成24年通常国会に提出→廃案) 等

平成25年

平成25年度予算編成の基本方針 (平成25年1月24日閣議決定)

- 「特別会計改革の基本方針」は当面凍結
- ・引き続き検討し、改革に取り組む

#### 第1回行政改革推進会議(平成25年2月27日(水))資料

#### 特別会計改革の検討の視点(案)

特別会計改革については、これまでも鋭意取り組んでおり、平成19年に成立した特別会計に関する 法律により、特別会計数は31から17に大幅に減少している。(※東日本大震災復興特別会計を除く。) また、特別会計の歳出についても、義務的な支出を除いた歳出純計額は、平成17年度の17.2兆円から平成25年度の8.2兆円に大幅に減少している。(※復興経費を除く。)

こうした状況を踏まえ、これまでの特別会計改革の内容を検証し、制度本来の趣旨に即し現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、以下の3つの視点から改めて総括・点検し、真の改革に取り組む。

1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、<u>民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか</u>。

(検討にあたって、独立行政法人改革に関する議論を踏まえる必要。)

2 特別会計やその勘定は、<u>できる限り一般会計化すべきか</u>。それとも、受益と負担の関係の明確化の 観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか。

(検討にあたって、国民から見て透明性やわかりやすさが確保されているかの視点が必要。)

3 特別会計における<u>剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか</u>。また<u>、積立金等</u>について、その規模・水準が適正であるか。

(検討にあたって、各特別会計の負債規模等も踏まえて、各特別会計の財務の健全性が確保されているかの視点が必要。)

## これまでの特別会計改革の取組①

行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
<個別の特別会計の見直しの方針> ①事業の必要性の減じた特別会計は廃止	○特別会計数・勘定数の削減 18年度: 31会計63勘定 →23年度:17会計51勘定	◇特別会計数・勘定数の削減 24年度:17会計51勘定 →27年度:11会計26勘定 (いずれも、経過的な会計・勘定を除く)
②事業の必要性は認められるとしても国 自体が担う必要性の薄いものは民間に ゆだねるものとし、必ずしも国が直接行 う必要性の薄いものは独立行政法人化	○特別会計の独立行政法人化 ・国立高度専門医療センター	<ul> <li>◇特別会計(勘定)の廃止、国以外への移管等</li> <li>・貿易再保険 [→独法改革の結果である新法人としての日本貿易保険に移管]</li> <li>・自動車安全(自動車検査登録勘定)[→独法改革の結果である新法人設立に合わせて廃止]</li> <li>・森林保険 [→移管先について早急に検討]</li> </ul>
③一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討	○特別会計(勘定)の廃止 ・国営土地改良事業 ・特定国有財産整備 ・登記 ・産業投資(社会資本整備勘定) ・自動車損害賠償保障事業(保険料等充当交付金勘定)	<ul> <li>◇特別会計(勘定)の廃止</li> <li>•国有林野事業[→債務管理特別会計を設置して債務を承継][※改正法案成立済み]</li> <li>•社会資本整備事業[→空港整備は経過勘定化]</li> <li>•交付税及び譲与税配付金(交通安全対策特別交付金勘定)</li> <li>•食料安定供給(農業経営基盤強化勘定)</li> </ul>
④事業類型が近似している特別会計で、 特別会計としての区分経理の必要性の 認められるものについては、行政改革 の効果を確実に出すことを前提として、 統合を行う	○特別会計の統合 ・厚生保険+国民年金 ・食糧管理+農業経営基盤強化措置 ・電源開発促進対策+石油及びエネルギー需給構造高度化対策 ・道路整備+治水+港湾整備+空港整備+都市開発資金融通 ・自動車損害賠償保障事業+自動車検査登録 ・産業投資+財政融資資金 ・船員保険+労働保険	<ul><li>◇特別会計(勘定)の統合</li><li>・食料安定供給+農業共済再保険+漁船再保険及び漁業共済保険</li><li>・年金(国民年金勘定+福祉年金勘定)</li></ul>

#### これまでの特別会計改革の取組②

行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
<特別会計全体についての改革>		
①資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す	<ul><li>○特会法に、剰余金の一般会計繰入れや財政投融資特別会計の積立金の国債整理基金特別会計への繰入れの根拠規定を整備</li><li>○各年度の予算で、特会法や特例法に基づき、財政投融資特別会計の積立金、外国為替資金特別会計の剰余金等を財源として活用</li></ul>	<ul><li>◇外国為替資金特別会計:積立金制度 の見直し(剰余金等を政府短期証券 償還に充てられるようにする)</li><li>◇国債整理基金特別会計:前倒債発行 収入金を翌年度に歳入化(剰余金の 算定の適正化)</li></ul>
②歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図る	○法定資料としての予算参考書類に、 所管別・主要経費別の純計額を記 載	
③特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理し、特別会計の会計情報については、開示内容・要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示する	〇特会法において、弾力条項・剰余 金の処理・借入金・繰越し・財務情 報の開示(企業会計慣行を参考と して作成)等の共通ルールを整備	
特別会計の設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年 ごとにその設置の要否を見直す条項 を導入する	〇行政改革推進法(平成18年成 立) において、特別会計の新設の制限 や、5年ごとの見直しに関する規 定を整備	◇東日本大震災復興特別会計の新設 (復興庁の廃止とあわせて廃止する旨 を法定)[※改正法案成立済み] 4

## これまでの各特別会計の改革の取組①

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
	<ul><li>道路整備、治水、港湾整備、空港整備及び都市開発資金融通の5特会の統合 [平成20年度まで]</li></ul>	<ul><li>・道路整備、治水、港湾整備、空港整備、 都市開発資金融通の5特会を社会資本 整備事業特会に統合 [平成20年度]</li></ul>	
社	・空港整備特会の独法化等を検討		◇空港整備勘定の廃止(当面は暫定 的に経過勘定)
会資			◇国管理空港等について公共施設等 運営権の設定
本整	・道路特定財源制度の見直し	・道路特定財源の一般財源化 [平成21 年度]	
備事業	・航空機燃料税の一般財源化を検討 [将来的には]		
	・一般会計からの繰入れが多額に上るなど 一般会計と区分経理する必要性の薄れた ものについては特別会計を廃止し一般会 計事業とするほか、事業の性質により独立 行政法人化等を検討		<ul><li>◇社会資本整備事業特会の廃止(治 水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及 び業務勘定の一般会計化)</li></ul>

## これまでの各特別会計の改革の取組②

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
	<ul><li>・食糧管理特会及び農業経営基盤強化措置特会の統合[平成19年度]統合後に一般会計化・独法化を検討</li></ul>	・食糧管理特会及び農業経営基盤 強化措置特会を食料安定供給特会 に統合 [平成19年度]	◇農業経営基盤強化勘定の廃止、一般会計化
食料安定供	・土地改良事業について国と都道府県 との役割分担を検討 [平成18年度 末まで]	<ul><li>・国は基幹的農業水利施設の機能 向上を含む更新事業に施策を集中、 都道府県は農地の整備等を重点化 [平成18年度報告書]</li></ul>	
給	・国営土地改良事業特会の一般会計 化 [平成20年度まで]	・国営土地改良事業特会の廃止、一 般会計化(未完了借入事業の工事 が完了する年度まで経過勘定化) [平成20年度]	◇食料安定供給特会、農業共済再保
漁船	<ul><li>農業共済再保険特会及び漁船再保 険及漁業共済保険特会の在り方を検</li></ul>	・農業共済再保険特会と漁船再保険 及び漁業共済保険特会の統合の	険特会、漁船再保険及び漁業共済保 険特会の統合(業務勘定の一体化)
再保農	討 [平成20年度末まで]	方針公表 [平成21年3月農水省]	◇米管理勘定、麦管理勘定及び調整 勘定の統合
険業 及共	・事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められる。		◇再保険金支払基金勘定の廃止
び漁業共	るものについては、行政改革の効果を確実 に出すことを前提として、統合を行う		<ul><li>◇漁船普通保険勘定、漁船特殊保険 勘定及び漁船乗組員給与保険勘定 の統合</li></ul>
済 保 険			

## これまでの各特別会計の改革の取組③

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
	・執行に要する費用の節減	<ul><li>・起債等事務取扱手数料等の見直し、 減額 [平成19年度]</li></ul>	
国	・日本銀行に取り扱わせる国債に関す る事務の範囲を検討 [平成19年度 末まで]	・新型窓口販売に関する応募金額集計 事務等を日銀に移管 [平成20、21年 度]	
債整理基金	・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討		◇国債整理基金特会は整理区分会 計であると明確にすべく、事務費を 一般会計へ移管
	・資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す		◇前倒債発行収入金について、翌年 度に歳入化(剰余金の算定の適正 化)
外国為	・一般会計の歳入への繰入れ	・剰余金の一般会計繰入	◇積立金制度の見直し(剰余金等を 政府短期証券償還に充てられるよう にする)
一替資金	・執行に要する費用の節減	・積立金の繰替使用による利払い費の 節減	◇証券会社との債券貸借取引を可能 にする等による運用効率の向上

## これまでの各特別会計の改革の取組④

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
交付税及	<ul><li>借入金に係る中期的な返済計画の公表</li><li>表</li></ul>	・借入金の償還計画表及び今後20年 の各年度の借入金限度額及び返済 額を示す表を特会予算書に添付 [平成19年度]	
び譲与税配付金	・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討		◇交通安全対策特別交付金勘定の廃 止(反則金収入は一般会計に受け入 れた上で特会繰入れ)
	·厚生保険特会及び国民年金特会の 統合 [平成19年度]	・厚生保険特会及び国民年金特会を 年金特会に統合 [平成19年度]	
年金	・事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う		◇国民年金勘定及び福祉年金勘定の 統合

#### これまでの各特別会計の改革の取組⑤

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
	・民間事業者の参入の一層の促進 等を通じた事務・事業の見直し	・民間保険会社の参入 (平成17年度8社→平成20年度11社)	◆平成27年度末までに廃止、独法改革の 結果である日本貿易保険(NEXI)に移管
貿易再	(関連制度改正を検討[平成20年 度末までを目途])	・組合包括保険制度について自動加 入から選択制の導入 [平成19年度]	(参考)独法改革の閣議決定(24年1月) 「日本再生の基本戦略」を踏まえ、国の政策意 図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機
保険		・日本貿易保険と民間損保による協調 保険の実施	動性を向上させるため、国際競争力や利用者の 利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支 払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、 経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組 織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額 政府出資の特殊会社に移行する。
森林保険	・独法移管を検討 [平成20年度まで]	<ul><li>森林保険業務は独法に移管、政府による再保険を措置し、農業共済再保険特会と漁船再保険及び漁業共済保険特会を統合した特会で森林保険の再保険勘定を設ける方針公表[平成21年3月農水省]</li></ul>	◆平成26年度中に廃止、国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い平成24年度中に結論を得る
自動車	<ul><li>・自動車損害賠償保障事業特会及び自動車検査登録特会の統合 [平成20年度] 統合後にその性質に応じ、一般 会計化・独法化を検討</li></ul>	・自動車損害賠償保障事業特会及び 自動車検査登録特会を自動車安全 特会に統合 [平成20年度]	◆自動車検査登録勘定は、自動車検査・ 登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成 27年度末までに廃止し、一般会計に統合。 自動車検査・登録業務は、独立行政法人 改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業 務と一体化するなど、更なる効率化
安全	・事業類型が近似している特別会計で、 特別会計としての区分経理の必要性の 認められるものについては、行政改革 の効果を確実に出すことを前提として、 統合を行う	・保険料等充当交付金勘定の廃止(保 障勘定で実施) [平成20年度]	(参考)独法改革の閣議決定(24年1月) 国から移管される検査・登録業務の詳細が明ら かになった段階で、法人の分類について改めて 検討することとする。